

＜対策のポイント＞

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**高齢農業者等への安全指導**や都道府県段階での**事故情報の分析等**の取組を支援します。

＜政策目標＞

農作業事故による死亡者数を15%減少 [平成35年（平成30年比）]

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 高齢農業者へのきめ細やかな安全指導

① **安全意識等の自己チェックを通じた啓発**

農業者が集まる様々な機会を捉え、安全意識や身体機能（反応速度等）を確認し、その結果を踏まえ、農作業において安全面で心がける点を自ら考えてもらう取組を支援します。

② **農業機械の点検を通じた指導**

農業者が所有する農業機械を点検し、その結果を踏まえ、安全な使用の観点から指導する取組を支援します。

③ **記録映像を用いた農業機械の運転操作等に関する指導（新規）**

農業者や農業機械にカメラ等の記録装置を装着し、記録した運転時の映像を見せながら運転時の注意喚起を行う等の取組を支援します。

④ **指導の担い手に対する研修・情報提供**

上記①～③及び2の取組を効果的に行うため、労働安全の専門家等、指導の担い手となる方々に事故情報等に係る研修・情報提供を行う取組を支援します。

2. 農業法人への労働安全に関する指導

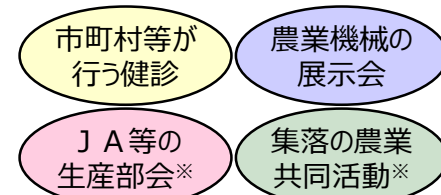
○ 大型農業機械の操作・点検に関する指導や作業現場の改善指導等、農業法人向けの研修の取組を支援します。

3. 都道府県段階での農作業事故情報の分析（新規）

○ 農作業安全に係る都道府県段階の協議会において分析を行う場合、専門家の謝金や分析結果を基にした啓発資料の作成等に係る経費を支援します。

＜1. ①＞

「農業者が集まる様々な機会」のイメージ



※必要に応じて研修等と併せて実施



公開されたソフト等を用いて安全意識等を確認

確認結果を踏まえ、安全面で心がける点を所定の用紙に記載

＜1. ②＞



農業機械に関する知識を有する者が点検



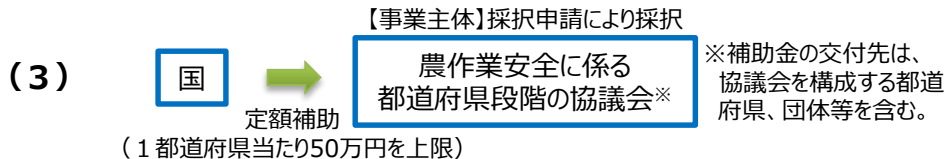
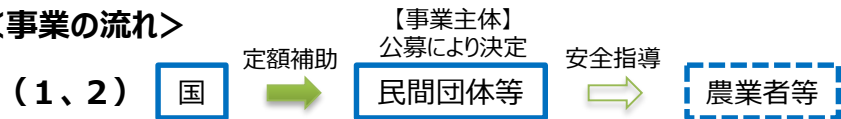
点検結果を踏まえ、高齢農業者を指導

＜1. ③＞



記録装置を装着し、運転中の映像を用いて注意喚起

＜事業の流れ＞



（1 都道府県当たり50万円を上限）

※補助金の交付先は、協議会を構成する都道府県、団体等を含む。

【お問い合わせ先】 生産局技術普及課生産資材対策室安全指導班 (03-6744-2111)